

須坂市住民税非課税世帯等 エアコン設置助成事業

近年の猛暑による熱中症を予防するため、経済的な理由から冷房機器の購入が困難な世帯を対象に、エアコン等の購入・設置費用を助成します。

対象世帯

次の①②のすべての要件を満たす世帯が対象です。

① 申請日時点で須坂市に住民登録があり、世帯全員が住民税非課税または生活保護受給者に該当する

<課税状況の判定時期>

●令和8年5月31日までに申請 → 令和7年度（前年度）で判定

●令和8年6月1日以降に申請 → 令和8年度（本年度）で判定

※世帯の中に課税者または未申告の方がいる場合は申請できません。

※世帯の中に現住所と賦課期日時点の住所が異なる方がいる場合は、賦課期日時点にお住まいの市町村が発行する非課税証明書を提出してください。

② 居住する住宅に冷房機能が使用できるエアコン等が1台もない

※交付決定通知後に購入・設置した機器が助成対象です。

※暖房機能のみ故障している場合や軽微な故障で修理可能な場合は対象外です。

助成額

エアコン等本体購入費（設置工事費、撤去費等含む）が対象経費です。

① 生活保護受給世帯：助成上限額 **73,000 円**

② 住民税非課税世帯：助成上限額 **48,000 円**

対象経費の3分の2。1,000円未満切り捨て。

※**対象経費の3分の1は必ず自己負担となります。**

※①②ともに上限額を超える場合は自己負担となります。

対象設備

① 壁掛け型エアコン

② 床置き型エアコン

③ ウインドエアコン（窓用）

④ ポータブルエアコン（冷媒式）

⑤ 電気冷風機及びパルチェ式クーラー（コンセントタイプ）

※1世帯1台限り

※⑤の機器のみをお持ちの場合、①～④の機器の購入は助成対象（ただし⑤の追加購入は対象外）

申請期間

2026年4月1日（水）

）

2026年10月31日（土）

※予算の上限に達し次第、受付終了。

申請書の取得方法

助成を希望される方は、以下のいずれかの方法で申請書を取得してください。

- 福祉課窓口で受取（本庁舎1階8番窓口）
- 電話で請求（専用電話：026-214-6608）
- 市ホームページからダウンロード

裏面に続きます

～助成金の申請から交付までの流れ～

実績払（後払い）方式の場合

① 『申請書』の提出

『申請書』に記入し、見積書など必要書類を揃えて市へ提出してください。（福祉課窓口を持参または郵送）※申請書の取得方法は表面をご覧ください。

② 交付決定通知と『実績報告書』が届く

助成対象世帯として決定後、市から交付決定通知と『実績報告書』を送付します。内容をご確認ください。

※『実績報告書』は④で使用。

※助成対象外となった場合は不交付決定通知が届きます。

③ エアコン等の購入・設置

交付決定後、エアコンを購入・設置してください。

▲申請内容に以下の変更があった場合は、『変更承認申請書』を提出してください。

●助成上限額の範囲内で金額が上がったとき

●支払方式を変更するとき

※『変更承認申請書』を提出された場合、変更承認通知が届きます。

④ 『実績報告書』の提出

エアコン等の購入・設置完了後、②で届いた『実績報告書』に記入し、領収書など必要な書類を揃えて市へ提出してください。

⑤ 助成金の受領

『実績報告書』の内容に基づいて助成額を決定し、市から申請者の口座へ助成金を振り込みます。

⑥ 交付確定通知が届く

手続きが完了後、市から交付確定通知を送付します。内容をご確認ください。

注意事項

- 交付決定前に購入・設置した場合は助成対象外です。
- 賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に必ず家主等にエアコンの設置許可をもらってください。
- 代理の方が申請する場合、委任状の提出が必要になりますので、右記お問い合わせ先までご連絡ください。
- 同じ住宅に2台は設置できません。
- 施設等に入所している場合、施設内の個室等には設置できません。

概算払（先払い）方式の場合

① 『申請書』の提出

『申請書』に記入し、見積書など必要書類を揃えて市へ提出してください。（福祉課窓口を持参または郵送）※申請書の取得方法は表面をご覧ください。

② 交付決定通知と『実績報告書』が届く

助成対象世帯として決定後、市から交付決定通知と『実績報告書』を送付します。内容をご確認ください。

※『実績報告書』は⑤で使用。

※助成対象外となった場合は不交付決定通知が届きます。

③ 助成金の受領

交付決定通知の内容に基づいて、市から申請者の口座へ助成金を振り込みます。

④ エアコン等の購入・設置

交付決定後、エアコンを購入・設置してください。

▲申請内容に以下の変更があった場合は、『変更承認申請書』を提出してください。

●助成上限額の範囲内で金額が上がったとき

●支払方式を変更するとき

※『変更承認申請書』を提出された場合、変更承認通知が届きます。

⑤ 『実績報告書』の提出

エアコン等の購入・設置完了後、②で届いた『実績報告書』に記入し、領収書など必要な書類を揃えて市へ提出してください。

⑥ 交付確定通知が届く

手続きが完了後、市から交付確定通知を送付します。内容をご確認ください。

お問い合わせ先

須坂市役所福祉課
エアコン設置助成事業担当

◆市役所本庁舎1階

☎ 026-214-6608

受付時間 平日 8:30～16:45



〔市ホームページは
こちらから〕